

鳥取県公報

告

示

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該の翌日が休日は、
その翌日とする)

鳥取県告示第八百七十九号

鳥取県家計調査要綱(昭和四十八年五月鳥取県告示第三百三十号)の一部を次のように改正する。

昭和六十三年九月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

八を次のように改める。

八 結果の公表

知事は、調査票の集計を行い、その結果を公表する。

- ◆告 示 鳥取県家計調査要綱の一部改正(統計課)
- 鳥取県人口移動調査要綱の一部改正(〃)
- 土地改良区の定款の変更の認可(農村整備課)
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定(〃)
- 土地改良事業の認可(〃)
- 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(二件)(〃)
- 保安林の指定の解除(造林課)
- 林業種苗法による生産事業者の登録の失効(〃)
- 土地収用法による事業の認定(管理課)
- 土地区画整理法による換地処分(都市計画課)
- 開発行為に関する工事の完了(〃)

◆教委告示

教育委員会の招集(総務課)

二を次のように改める。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和六十三年九月二十日

鳥取県告示第八百八十号

鳥取県人口移動調査要綱(昭和六十二年三月鳥取県告示第二百四十四号)の一部を次のように改正し、昭和六十三年十月一日から施行する。

二 調査の対象

この調査は、次に掲げる者について行う。

- 1 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第八条の規定により、住民票の記載又は消除をされた者
- 2 外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）第三条第一項若しくは第八条第一項の規定により、新規登録若しくは居住地変更登録の申請をし、又は同法第十二条各項の規定により、登録証明書を返納した外国人

三の3中「生年月、転入後に従事しようとする産業及び移動理由」を「及び生年月」に改め、三の4中「生年月、転出前に従事していた産業及び移動理由」を「及び生年月」に改め、三に次のように加える。

5 世帯数

五中「、住民票の記載又は消除及び被調査者からの申告を通じ」を削り、「知事が定める」を「知事が別に定める」に改める。

七 調査の結果の公表

知事は、市町村長から提出された調査票により、市町村別の人囗及び世帯数を推計し、その結果を公表する。年間の結果についても、同様とする。

昭和六十三年九月二十日

鳥取県告示第八百八十二号

中山町が行う土地改良事業（農村地域定住促進対策事業松河原地区農業用用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和六十三年九月二十日

基づき、大鷗土地改良区の定款の変更を昭和六十三年九月十四日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

鳥取県告示第八百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第一項の規定に

- 一 縦覧に供する書類
 - 二 土地改良事業計画書及び条例の写し
 - 三 縦覧に供する期間
- 昭和六十三年九月二十一日から二十一日間
- 中山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日野町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）津地地区農道整備）を昭和六十三年九月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年九月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百八十四号

倉吉市農業協同組合が行う土地改良事業に係る尾田地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年九月二十日

一 縦覧に供する書類

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し二 縦覧に供する期間
昭和六十三年九月二十一日から二十一日間三 縦覧に供する場所
倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百八十五号

溝口町が行う土地改良事業に係る福岡（畦高）地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年九月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

換地計画書の写し

縦覧に供する期間

昭和六十三年九月二十一日から二十一日間

縦覧に供する場所

溝口町役場

異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和六十三年九月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百八十七号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和六十三年九月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

番号	者氏名	生産事業	生産事業の内	事業所の	所在地の
八十一	田中 篤松	八頭郡八東町 大字南六六	穂の採取並びに 幼苗及び幼苗以 外の苗木の育成	田中 篤松	八頭郡八東 町大字南

鳥取県告示第八百八十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年九月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除に係る保安林の所在場所
- 西伯郡大山町平田字瓜尻一
- 二 保安林として指定された目的
- 三 解除の理由
- 四 指定理由の消滅

一 起業者の名称

倉吉市

事業の種類

倉吉市立上北条小学校新設事業

起業地

1 収用の部分 倉吉市新田字西通地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

倉吉市役所

鳥取県告示第八百八十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第一百三条第三項の規定に基づき、米子市福米新田土地区画整理組合から米子市福米新田土地区画整理事業施行地区の宅地について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項後段の規定により告示する。

昭和六十三年九月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十七号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和六十三年九月二十日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

鳥取県告示第八百九十九号
次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年九月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

次

- 一 開発許可の年月日及び番号
昭和六十三年六月二十九日 鳥取県指令受都計三一三第二号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
倉吉市国府字道場及び字砂跡

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
倉吉市葵町七二二
倉吉市土地開発公社
理事長 牧田実夫

- 1 日時 昭和六十三年九月二十二日（木）午前十時十五分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県教育委員会委員室
- 3 議題
- 2 市町村教育委員会教育長の承認について